

令和4年度第1回

町民懇談会 資料



写真：かもん桜マーケット（日時：R4. 4. 23 場所：駅前ひろば）

- ◆開催日程
- | | |
|----------|---------------|
| 6月20日（月） | 街地区生涯教育センター |
| 6月21日（火） | 南方地区生涯教育センター |
| 6月23日（木） | 三ヶ尻地区生涯教育センター |
| 6月24日（金） | 西部地区生涯教育センター |
| 6月27日（月） | 北部地区生涯教育センター |
| 6月28日（火） | 永岡地区生涯教育センター |
- ◆時間
- 午後6時30分～午後8時00分

次第

- 1 開 会
- 2 町長あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 町からの説明
- 5 町との意見交換
- 6 閉 会

目次

- 説明
- | | |
|-------------------------------|-------|
| Ⅰ．事務事業の見直し（整理）について | ・・・ 1 |
| Ⅱ．今後の雪対策について | ・・・ 2 |
| Ⅲ．町民への情報発信及び町民からの意見・要望等聴取について | ・・・ 3 |
- 意見交換

金ヶ崎町民憲章

昭和45年10月21日制定

広大な緑の大地を共通のふるさととし、先人努力のあとをひきつぐわたしたちは、人間尊重を中核とする郷土愛と開発精神をもって、相互の敬愛と信頼により、力をあわせて、金ヶ崎町永遠の発展をきずくために、この憲章を定めます。

教育と文化を高め 明るいまちをつくりましょう

- 教育を高め すべての世代に夢と希望をそだてる
- 一生を通じて 豊かな教養と趣味を養う
- 広い視野に立ち 正しい判断で行動する
- 文化財を大切にし 進んで清新な文化をつくる
- 道義を守り よい風習を育て 美しい風土をつくる

健康で働き 豊かなまちをきずきましょう

- 身心ともに明るく 健康で安全な生活をする
- 衛生的で 美しくうるおいのある環境をつくる
- 勤労に喜びと誇りをもち 生産をたかめる
- 進んだ技術を身につけ 産業の近代化をはかる
- 創意と工夫により ゆとりのある生活をする

あたたかい心をむすびあい 住みよいまちをつくりましょう

- 明るく楽しい健全な家庭をつくる
- 礼儀を正しくし 親切と寛容とでとけあってくらす
- 責任を重んじ 時間と約束を守り きまりある生活をする
- 子ども・老人・不幸な人をいたわり すべての人のしあわせを守る
- 公衆道徳と公共物をたいせつにし 進んで社会に奉仕する

○町側出席者名簿

職名	氏名	職名	氏名
町長	高橋寛寿	中央生涯教育センター所長	鈴木敏郎
副町長	鈴木浩之		
教育長	千葉祐悦		
参事兼総務課長	小澤龍也		
企画財政課長	小原弘子		
農林課長	関口潤		
都市建設課長	渡邊学		

事務事業の見直し（整理）について

企画財政課

1 目的

将来にわたって、持続可能な行政運営を行うためには、安定した行政の財政運用が必要不可欠です。政策推進の手段として、常に組織及び運営の合理化に努め、限られた行政資源を有効かつ効率的に活用するため、事務事業の総点検及び見直しを実施します。

2 方法

政策にかかる事業について、必要性・有効性・効率性の観点から町が自ら評価を行い、外部からの評価も取り入れながら、次年度の予算編成期間までに事務事業の総点検及び見直しを実施します。

3 実施スケジュール案

6月

- ① 政策事業の事務事業一次評価の実施
(各担当課で点検・評価・見直し)

7月

- ② 政策事業の事務事業二次評価の実施

8月

- ③ 事務事業の見直し内容の協議・外部評価等
(行政改革推進委員会・パブリックコメント)

9月

- ④ 事務事業の見直し内容決定

11月

- ⑤ 令和5年度予算編成の対応

今後の雪対策について

都市建設課

1 「住みやすさ」と「除雪・排雪」

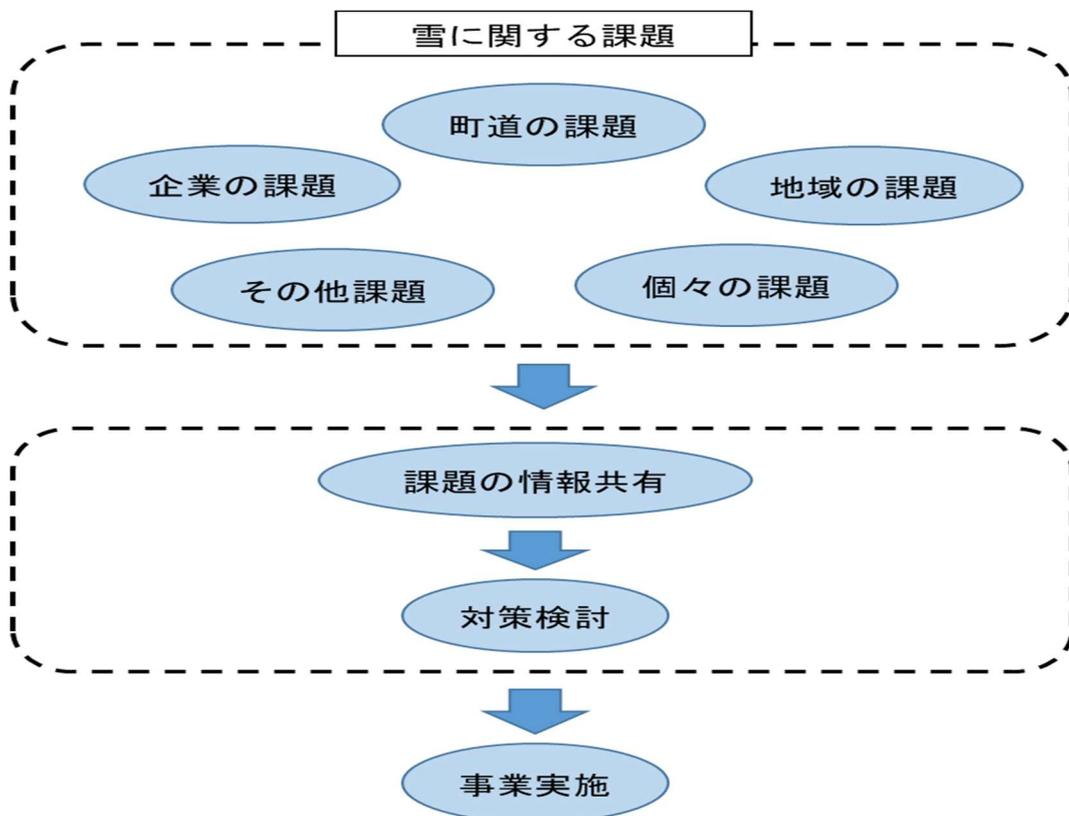
町民の生活に密着する道路・交通等は、「住みやすさの基盤」であり、それらを維持・確保していくことが、町民の快適で安全・安心な暮らしにつながると考えます。

2 除雪・排雪の充実

近年の異常気象による大雪や町民ニーズの多様化に対応できる除雪体制を構築するため、行政と事業者、地域との連携、除雪機械等の更新について計画的に実施します。

令和4年度は、幹線道路の除雪強化、住宅密集地の除排雪の改善、除雪オペレーターの確保、除雪機械更新等を推進します。併せて、地域との協働のあり方について協議をしたいと考えております。

3 今後の具体的な取り組み（イメージ）



町民への情報発信及び町民からの意見・要望等聴取について

総務課・企画財政課

1 目的

行政が住民に向けて発信する情報は、行政施策の情報や、社会生活に必要な情報、生命や財産に関わる情報など、多岐にわたります。どのような情報でも、対象となる住民に確実に伝え、行政サービスの周知や利用促進、必要な手続きの遂行、必要な行動などを促すため情報発信を行います。

また、住みやすさ日本一を実現させるため、町民の意見、要望等を聴取し、町民の声を町政に反映させるため聴取の機会を設けます。

2 町民への主な情報発信の方法

- (1) 広報かねがさき及び広報かねがさきお知らせ版の発行（月2回）
- (2) 町ホームページ、朝日テレビdボタン、各SNSでの情報発信（随時更新）
- (3) 町政に係る重要事項及び各種計画に係る説明会の開催（必要に応じて）
- (4) 防災無線

3 町民からの主な意見、要望等聴取の方法

- (1) 口頭、電話、電子メール、意見箱、文書等による要望・提案・苦情等
- (2) 各種アンケート調査等
- (3) 自治会・各種団体等主催による町政座談会
- (4) 町政に係る重要事項及び各種計画に係る説明会
- (5) 審議会・委員会等の集約化された意見・要望等

4 町民懇談会について

今後はこれまでのような定例的な懇談会は開催せず、町民に直接説明する必要が生じた際（町政に係る重要事項及び各種計画等）に別途説明会として開催します。

5 町政座談会の活用について

町では、自治会・各種団体等主催による町政座談会を町民との意見交換及び要望等聴取の重要な機会と捉えており、積極的な活用について周知を図っていきます。